

ベトナム個人情報保護政令のエンフォースメントに関する最新動向

アジア / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024年5月24日号

執筆者:

村田 知信
to.murata@nishimura.com
難波 早登至
namba.sa@nishimura.com

グエン・トゥアン・アン
n.t.anh@nishimura.com

1. 個人情報保護政令の執行状況

ベトナムでは、2023年7月1日に個人情報保護に関する政令第13号（第13号/2023/ND-CP、以下「本政令」といいます。）が施行されました。本政令においては、個人データ（従業員の個人データを含みます。）を収集する全ての事業者がデータ処理影響評価を実施し関連書類を公安省に提出する義務を負い、個人データを国外移転する全ての事業者がデータ移転影響評価を実施し関連書類を公安省に提出する義務を負います。これらの義務にはリスクの程度やデータ主体の属性・人数等による適用対象の限定は存在しないため、理屈としては、ベトナムで従業員を雇用している全ての事業者がこれらの義務を負うこととなります。

このような義務の遵守は、従前個人データ保護の実務が普及しているとは言い難かったベトナムにおいては、多くの事業者にとって容易なものではありません。また、本政令に基づく義務の違反に対する罰則については、罰則の内容を具体的に定める政令が現時点でも当局にて検討中であり、施行日時点でも制定されていませんでした。そのため、昨年は、施行日以降も直ちに本政令を遵守するための措置を実施することなく、公安省がどの程度厳格に当該措置の不実施を取り締まる方針なのか様子見する事業者も相当数見られましたが、公安省がそのような事業者を積極的に取り締まるような状況ではありませんでした。

2. 罰則を定める政令の検討状況

本政令違反の罰則を定める政令については、数年間当局内で検討中だったのですが、今月（2024年5月）一定の進展が見られました。当該政令は昨年にも一度草案が公表されパブリックコメントが募集されていましたが、当該草案に修正を加えたバージョンが最新の草案として公表されたのです。当該最新草案の重要点のみ簡単にまとめると以下のとおりです。

- ① **施行日は2024年6月1日**とする。
- ② (i)広告事業に関連する個人データ保護規制違反を繰り返した場合、(ii)個人データの違法な収集、移転、購入を繰り返した場合、(iii)データ処理影響評価又はデータ移転影響評価に関する義務（公安省への提出義務を含む。）に違反して500万人以上のベトナム人の個人データの損失又は漏えいを引き起こした場合、最大でベトナムにおける前会計年度の総売上高の5%に相当する罰金を科すことができる。
- ③ 上記の(iii)（データ処理影響評価又はデータ移転影響評価に関する義務違反）については、100万人以

上 500 万人未満のベトナム人の個人データの損失又は漏えいを引き起こした場合には、最大 500,000,000VND（約 300 万円）の罰金、10 万人以上 100 万人未満のベトナム人の個人データの損失又は漏えいを引き起こした場合には、最大 200,000,000VND（約 120 万円）の罰金を科すことができる。

- ④ 罰金は個人又は法人の双方に対して科すことができ、法人に対しては、上記の 2 倍の金額を科すことができる。すなわち、**法人に対しては、最大でベトナムにおける前会計年度の総売上高の 10%**に相当する罰金を科すことができる。
- ⑤ 罰金の他にも、個人データ処理中止命令、**利益の没収、事業許可の取消し**等、様々な罰則を科すことができる。
- ⑥ 上記の罰則に遡及効はなく、施行日以前の行為に対して罰則は科せられない。

当該最新草案は未だベトナム当局内で検討中であり、確定したものではありません。そのため、罰則を定める政令が本年の 6 月 1 日に施行されることが確定したわけではありません。もっとも、当該政令は既に数年間当局内で検討されていることや、5 月時点で 6 月 1 日が施行日とされていることに鑑みると、少なくとも、公安省は可能な限り早期に当該政令を制定することを目指しており、6 月 1 日以降いつ制定・施行されても不思議ではない状況であることが伺われます。

3. 直近の動向

上記 1 で述べたとおり、本政令に基づく義務の遵守、特にデータ処理・移転影響評価及び関連書類の公安省への提出は、必ずしも容易な作業ではありません。特に公安省への提出については、指定書式の記入方法が分かりにくく、多数の添付書類を全てベトナム語で準備して提出する必要があることから、事業者にとって大きな負担となり得ます。

この点、ベトナム同様にデータ移転影響評価の実施義務・当局報告義務を導入した中国では、最近下位規則によって当該義務が緩和され、人数要件等の一定要件を満たした事業者のみが当局報告義務を負う建付が導入されました。ベトナムにおいても今後そのような義務緩和の動きがないとも限りませんが、少なくとも現時点では公安省にそのような動きは見られません。むしろ、公安省としては、上記 2 のとおり罰則を定める政令を早期に制定して、実質的な取り締まりを開始する方針のように見えます。また、データ処理・移転影響評価書類の公安省提出の実務においても、今年に入ってから公安省の受付審査が厳格化しており、添付書類・翻訳の欠落や形式的な記載要件の不備等を理由に、書類の受理を拒否され再提出を求められる事案が増えています。

本政令について何をどこまで対応すべきか迷われている場合は、上記で述べたような現地の状況やリスクの程度を把握した上で決定することが必要だと考えられます。当事務所は本政令に基づくデータ処理・移転影響評価の実施及び公安省への提出を多数サポートさせていただいているため、ご質問等あればいつでもご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com